

デートDV(恋人間の暴力)とは

デートDVは恋人同士の間にかかる暴力で、主に10～20代といった若い世代のDVです。

デートDVは交際相手を自分の所有物のように思い込み支配することで、その構造はDVと同じです。

恋人との付き合いの中で「ちょっと変」「怖い」と思う事があったらそれはデートDVかもしれません。

相談機関に相談してみましょう。

●こんなことはありませんか？●

- 殴ったり脅したりする／○友達との約束をさせない
- 携帯電話を勝手に見る、勝手にメールやアドレスを削除する
- 服装を注意する／○バカにする
- どこで何をしているか細かく聞きたがる



恋人につきまとわれたり脅されている場合は、**ストーカー規制法**等があなたの力になります。**警察にご相談ください。**

また、緊急時には**110番**通報してください。

相談窓口一覧(相談無料・秘密厳守)

配偶者暴力相談支援センター

- 女性相談所 Tel.055-254-8635
面接相談 平日 9:00～17:00
電話相談 平日 9:00～20:00

- 男女共同参画推進センターぴゅあ総合
Tel.055-237-7830 毎日 9:00～17:00
(第2・第4月曜日をのぞく)

女性の人権ホットライン(甲府地方法務局)

Tel.0570-070-810 平日 8:30～17:15

子どもに関する相談

- 中央児童相談所 Tel.055-254-8617
- 都留児童相談所 Tel.0554-45-7835

各警察署でも相談を受け付けています

緊急時は110番へ!

配偶者暴力 相談支援センター にご相談ください



配偶者暴力相談支援センター
(女性相談所・男女共同参画推進センター
ぴゅあ総合)では、DVに悩む方の相談
や支援を行っています。
まずは、電話でご相談ください。

センターでは次の相談・支援を行っています

業務内容

- ☆相談または相談機関の紹介
- ☆一時保護の手続き ※
- ☆医学的又は心理学的な指導(月1回) ※
- ☆保護命令制度を利用するための情報提供
- ☆自立生活促進のための情報提供
- ☆婦人保護施設・母子生活支援施設などの利用についての情報提供

(※印はぴゅあ総合では実施していません)

DVは重大な人権侵害であり 犯罪となる行為です。

たとえ、夫婦や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力を振るうことは許されません。「私も悪かった」「子どものために我慢・・・」と考えたり、自分を責めたりしないでください。決してひとりで悩まないで。あなたはひとりではありません。

まずはご相談ください

配偶者やパートナー・恋人からの暴力に悩む
あなたへ

ひとりで
悩まないで

DV(配偶者等からの暴力)とは・・・

DVと聞くと「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力行為を思い浮かべるかもしれませんが、しかし、DVにはさまざまな形の暴力があります。

心ない言動や態度で心を傷つける「精神的暴力」や「性的な暴力」もDVで、これらのDVは周りからは発見されにくく潜在化する恐れがあります。

また、これらのDV行為は単独で起こることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。

身体的暴力

○殴る／○蹴る／○階段から突き落とす／○物を投げつける

- 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- 刃物などの凶器を身体につきつける
- 髪を引っばる・髪を持って引きずりまわす
- 首を絞める／○タバコの火を押しつける など

性的暴力

○嫌がっているのに性行為を強要する

- ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 中絶を強要する／○避妊に協力しない など

精神的暴力

○大声で怒鳴る／○「だれのおかげで生活できるんだ」などと言う

- 何を言っても無視して口をきかない
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- 殴るそぶりや物を投げつけるふりをして、脅かす
- 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言う など

経済的暴力

○借金を重ねる／○生活費を渡さない／○外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする など

社会的暴力

○実家や友人とつきあうのを制限したり、交友関係を厳しく監視する

- 外出を禁止する
- 電話や手紙を細かくチェックしたりする など

子どもを利用した暴力

○子どもに危害を加えると言って脅す／○子どもの前で暴力をふるう など

配偶者暴力防止法 (DV防止法)があなたの力になります

「配偶者暴力防止法」は、配偶者間の暴力の被害者を保護・支援するための法律です。(次の場合にも適用されます。)

- 事実婚の配偶者からの暴力
- 暴力を受けた後に離婚(事実婚解消を含む)した配偶者からの暴力
- 別居中の配偶者からの暴力
- 国籍や在留資格を問わず、外国人被害者にも適用されます。

相談したい

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、さまざまな支援を行っています。山梨県では、女性相談所と男女共同参画推進センターびゅあ総合が配偶者暴力相談支援センターの業務を行っています。

警察

相談者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供等の適切な措置をとります。

その他の機関

児童相談所や法務局、お住まいの市町村や福祉事務所でも相談を受け付けています。

法律的な相談(裁判費用の負担ができない)

日本司法支援センター(法テラス)では法的トラブルに役立つ情報、弁護士・司法書士や各種団体等の情報を提供します。また、無料法律相談や、必要な場合には法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士費用の立替を行います。

TEL 050-3383-5411 (平日9:00~17:00)

逃げたい

▼暴力を受けて緊急に避難したい

110番通報するか、最寄りの警察署が交番に駆け込んでください。

▼ケガをしているとき

病院で治療を受け、診断書をもらい、警察に被害届を出すことも重要です。

▼家を出る場合

身を寄せる場所がないときは、市町村の窓口、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター等に相談してください。

(いざという時のために右のリストを参考にしてください。)

近寄ってこないようにしたい

地方裁判所に被害者が「保護命令」を申し立て、認められると、加害者が被害者に近づくことを法的に禁止することができます。(※ただし、更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。)

○ 保護命令とは・・・

●被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令 期間は6か月間(再度の申立ても可能)

●被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令 期間は6か月間

●電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止される 期間は6か月間(再度の申立ても可能)

●退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じる 期間は2か月間(再度の申立てができる場合もある)

新しい生活を始めたい

緊急時には、一時保護を受け、しばらく安全に生活することができます。しかし、自立した生活を始めるためには、住まいや生活資金、仕事の確保など、さまざまな支援制度を利用していく必要があります。詳しくは配偶者暴力相談支援センターやお近くの福祉事務所等にご相談ください。

いざという時のために用意しておくよいもの

現金、キャッシュカード

預金通帳(本人・子ども名義)と印鑑

健康保険証(またはそのコピー)

運転免許証、パスポートなどの身分証明書

鍵(自宅・車など)

相談先・友人などの電話番号リストや住所録、携帯電話

あなたや子どもの着替え

常備薬・処方箋

母子手帳、年金手帳、身体障害者手帳など

子どもの学用品、おもちゃ、写真など思い出のあるもの

調停や裁判の証拠となるもの(診断書・写真・日記など)

財産に関する法的書類のコピー(土地の権利書など)

切り離してお使いください